八尾市時報

発行所　大阪府八尾市役所
発行兼編集人　舟片哲岡
定價1部5円
（毎月一回発行）

# 参議院議員選擧 投票所別男女別投票率調

## 男女共第一等は第一投票區（沼地區）です

○印は平均以上の率のもの

| 投票所別 | 地區別 | 計% | 順序 | 男% | 順位 | 女% | 順位 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第一投票所 | 沼地區 | ○九七 | 一 | ○九八 | 一 | ○九五 | 一 |
| 第二〃 | 太田地區 | ○八三 | 二 | ○八三 | 四 | ○八一 | 三 |
| 第三〃 | 南木ノ本、北木ノ本、木ノ木、太正住吉 | 七二 | 一〇 | ○八一 | 六 | ○七四 | 六 |
| 第四〃 | 龍華一、二、三、區 | ○七七 | 五 | ○八〇 | 七 | ○七〇 | 一〇 |
| 第五〃 | 龍華四區ノ一二、三、四、五區 | 七二 | 一〇 | ○八〇 | 七 | ○七五 | 五 |
| 第六〃 | 五區ノ一二、九四ノ東部 | ○七八 | 四 | ○八一 | 六 | ○七六 | 四 |
| 第七〃 | 中部、西部十四區ノ一、二、三、安中、瀧川跡部、亀井、洲 | ○七五 | 七 | 七七 | 一〇 | 七三 | 七 |
| 第八〃 | 竹 | 七二 | 一〇 | 七七 | 一〇 | 七二 | 一〇 |
| 第九〃 | 大信寺、西表町、沢ノ川、御堂前 | ○七六 | 六 | 七六 | 一一 | 七六 | 一一 |
| 第一〇〃 | 東表町、仲ノ町、翠南町大南町、南榮町、榮町、北南町 | 七三 | 九 | 七六 | 一一 | 七六 | 一一 |
| 第一一〃 | 西郷、東郷、木戸 | 七二 | 一〇 | 七六 | 一一 | 七三 | 一〇 |
| 第一二〃 | 庄ノ内、成法寺今井、別宮、八尾座 | 六七 | 一二 | 七四 | 八 | 六七 | 一二 |
| 第一三〃 | 八尾中野、小坂合 | 七四 | 八 | 七四 | 八 | 七四 | 八 |
| 第一四〃 | 山本一、二、三、四、五、六 | ○八一 | 三 | ○八三 | 四 | 七六 | 一一 |
| 第一五〃 | 山本中、南、北寄葉 | ○七五 | 七 | ○八〇 | 七 | 七六 | 一一 |
| 第一六〃 | 萱振、北南町、南新町ノ一、二 | 六五 | 一三 | ○八一 | 六 | 七四 | 一三 |
| 第一七〃 | 穴太本町、南町新町、佐堂本町、太平町、新町駅前 | 七一 | 一一 | 七五 | 一二 | 七四 | 一三 |
| 第一八〃 | 本町一、二、新町一、二 | ○八三 | 二 | ○八四 | 三 | ○八二 | 二 |
| 第一九〃 | 高砂、貫砂、老松、北 | 七四 | 八 | 七八 | 九 | 七五 | 一二 |
| 第二〇〃 | 東南町、西南町 | ○七七 | 八 | ○七九 | 八 | ○七五 | 一二 |
| 第二一〃 | 榮町、常盤町、旭町 | 七一 | 一〇 | 七一 | 一四 | 七一 | 一四 |
| 第二二〃 | 西郡第七—十一區 | 七二 | 一〇 | 七〇 | 一四 | 七二 | 一四 |
| 第二三〃 | 西郡第一—六區 | ○七八 | 一〇 | ○七九 | 一二 | ○七七 | 一二 |
| 第二四〃 | 平均 | 七九一 | | 七九 | | 七九 | |

| 順位 | 順位 |
|---|---|
| 一 | 一 |
| 三 | 四 |
| 六 | 六 |
| 一〇 | 一〇 |
| 七 | 五 |
| 四 | 七 |
| 一一 | 一一 |
| 一一 | 一一 |
| 一二 | 一二 |
| 八 | 八 |
| 一一 | 一一 |
| 一一 | 一一 |
| 一四 | 一四 |
| 一四 | 一四 |
| 一二 | 一二 |
| 八 | 八 |
| 一一 | 一一 |
| 一一 | 一一 |
| 一四 | 一四 |
| 一四 | 一四 |
| 一二 | 一二 |
| 八 | 八 |

# 昭和二十五年度 八尾市歳入歳出更正追加豫算

昭和二十五年六月十五日招集せる定例市會の議決を得たる本市追加予算の要領次の通り

既定予算額二一二、三六八、七六三円追加予算額一一、二四五、一〇〇円

| 歳入款 | 項 | 前回までの累計額 | 追加予算額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 市税 | 市税 | 七一一、五〇〇 | 七、六八九 | 七一八、一八九 |
| | 使用料及手数料 | 七、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 八、〇〇〇 |
| | 国庫支出金 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| | 府支出金 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| | 国庫負擔金 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| | 府負擔金 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| | 市債 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 歳入合計 | | 七二三、四〇〇 | 一一、六八九 | 七三四、八八九 |
| 歳出 | | | | |
| 市議会費 | 諸費 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇 | 二、二〇〇 |
| 市役所費 | 事業調査研究費 | 三八、八〇〇 | 一、六〇〇 | 三九、四〇〇 |
| 歳出合計 | | 三八、八〇〇 | 一、六〇〇 | 三九、四〇〇 |
| 教育費 | 小學校費 | 三〇、二〇〇 | 三、〇〇〇 | 三三、二〇〇 |
| | 体育衛生費 | 一九、七〇〇 | 一、〇〇〇 | 二〇、七〇〇 |
| 社會及勞働施設費 | 児童福祉費 | 二八、五〇〇 | 一、〇〇〇 | 二九、五〇〇 |
| 市民病院拡張費 | 市民病院拡張費 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 四、〇〇〇 |
| 産業経済費 | 農地委員會費 | 一、一〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、一〇〇 |
| 歳出合計 | | 二二、六一三 | 一、〇〇〇 | 二三、六一三 |
| 歳入歳出差引残金 | | 八六三、二二二 | 一、〇〇〇 | 八六四、二二二 |

| 歳入款 | 項 | 前回までの累計額 | 追加予算額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 市税 | 市税 | 七一一、五〇〇 | 七、六八九 | 七一八、一八九 |
| | 使用料及手数料 | 七、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 八、〇〇〇 |
| | 国庫支出金 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| | 府支出金 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| | 国庫負擔金 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| | 府負擔金 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| | 繰越金 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| | 前年度繰越金 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| | 市債 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 歳入合計 | | 七二三、四〇〇 | 一一、六八九 | 七三四、八八九 |
| 歳出 | | | | |
| 市議会費 | 諸費 | 一、一〇〇 | 一、一〇〇 | 二、二〇〇 |
| 市役所費 | 事業調査研究費 | 三八、八〇〇 | 一、六〇〇 | 三九、四〇〇 |
| 歳出合計 | | 三八、八〇〇 | 一、六〇〇 | 三九、四〇〇 |
| 教育費 | 小學校費 | 三〇、二〇〇 | 三、〇〇〇 | 三三、二〇〇 |
| | 体育衛生費 | 一九、七〇〇 | 一、〇〇〇 | 二〇、七〇〇 |
| 社會及勞働施設費 | 児童福祉費 | 二八、五〇〇 | 一、〇〇〇 | 二九、五〇〇 |
| 市民病院拡張費 | 市民病院拡張費 | 二、〇〇〇 | 二、〇〇〇 | 四、〇〇〇 |
| 産業経済費 | 農地委員會費 | 一、一〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、一〇〇 |
| 歳出合計 | | 二二、六一三 | 一、〇〇〇 | 二三、六一三 |
| 歳入歳出差引残金 | | 八六三、二二二 | 一、〇〇〇 | 八六四、二二二 |

昭和二十五年六月十五日即日議決

八尾市長　臨田幾松

# 昭和二十五年度 八尾市歳入歳出追加豫算

昭和二十五年五月十九日招集せる本臨時市會の議決を経たる昭和二十五年度八尾市歳入歳出追加予算の要領は次の通り

当初予算総額一九四、六六七、八七五円

追加予算総額一七、七〇〇、八八八円

現計予算総額二一二、三六八、七六三円

追加予算の主なる科目は歳入では市税の滞納繰越分、国庫支出金の参議院議員選擧費国庫負擔金及び水害復旊費、寄附金、繰越金等で歳出では市役所費、消防署廳舎建設費、新制中學校建設費、電氣火葬場建設費、水害復旊耕地事業費、参議院議員選擧公営費、参議院選擧執行費等であります

| 歳入款 | 項 | 前回までの累計額 | 追加予算額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 一市税 | 市税 | 七一一、五〇〇 | 七、六八九 | 七一八、一八九 |
| 四国庫支出金 | 国庫負擔金 | 六八、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 六九、〇〇〇 |
| 六寄附金 | 一寄附金 | 七、九三〇 | 一、〇〇〇 | 八、九三〇 |
| 七繰越金 | 一前年度繰越金 | 一九四、六六七 | 一、〇〇〇 | 一九五、六六七 |
| 歳入合計 | | 一九四、六六七 | 一、〇〇〇 | 一九五、六六七 |
| 歳出 | | | | |
| 一市役所費 | 一庶務費 | 三八、四五一 | 七、三五五 | 四五、八〇六 |
| 二警察消防費 | 一消防費 | 一、九七〇 | 一、〇〇〇 | 二、九七〇 |
| 六金庫建設費 | 一庁舎建設費 | 二六、〇三六 | 一、〇〇〇 | 二七、〇三六 |
| 五教育費 | 一新制中學校建設費 | 三四、九三一 | 七、二五二 | 四二、一八三 |
| | 二小學校建設費 | 一六、四〇〇 | 一、〇〇〇 | 一七、四〇〇 |
| 七保健衛生費 | 一火葬場建設費 | 二五、九七九 | 二、〇〇〇 | 二七、九七九 |
| | 十三電氣火葬場建設費 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 八産業経済費 | 五農業土木費 | 三八、〇八三 | 一、〇〇〇 | 三九、〇八三 |
| 十一選擧費 | 一参議院選擧執行費 | 三八、〇四〇 | 一、〇〇〇 | 三九、〇四〇 |
| | 三選擧公営費 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| | 四参議院議員選擧公営費 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 歳出合計 | | 一九四、六六九 | 八七五 | 一七、七〇〇 |
| 歳入歳出差引残金なし | | | | |

| 歳入款 | 項 | 前回までの累計額 | 追加予算額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 一市税 | 市税 | 七一一、五〇〇 | 七、六八九 | 七一八、一八九 |
| 四国庫支出金 | 国庫負擔金 | 六八、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 六九、〇〇〇 |
| 六寄附金 | 一寄附金 | 七、九三〇 | 一、〇〇〇 | 八、九三〇 |
| 七繰越金 | 一前年度繰越金 | 一九四、六六七 | 一、〇〇〇 | 一九五、六六七 |
| 歳入合計 | | 一九四、六六七 | 一、〇〇〇 | 一九五、六六七 |
| 歳出 | | | | |
| 一市役所費 | 一庶務費 | 三八、四五一 | 七、三五五 | 四五、八〇六 |
| 二警察消防費 | 一消防費 | 一、九七〇 | 一、〇〇〇 | 二、九七〇 |
| 六金庫建設費 | 一庁舎建設費 | 二六、〇三六 | 一、〇〇〇 | 二七、〇三六 |
| 五教育費 | 一新制中學校建設費 | 三四、九三一 | 七、二五二 | 四二、一八三 |
| | 二小學校建設費 | 一六、四〇〇 | 一、〇〇〇 | 一七、四〇〇 |
| 七保健衛生費 | 一火葬場建設費 | 二五、九七九 | 二、〇〇〇 | 二七、九七九 |
| | 十三電氣火葬場建設費 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 八産業経済費 | 五農業土木費 | 三八、〇八三 | 一、〇〇〇 | 三九、〇八三 |
| 十一選擧費 | 一参議院選擧執行費 | 三八、〇四〇 | 一、〇〇〇 | 三九、〇四〇 |
| | 三選擧公営費 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| | 四参議院議員選擧公営費 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 歳出合計 | | 一九四、六六九 | 八七五 | 一七、七〇〇 |
| 歳入歳出差引残金なし | | | | |

昭和二十五年五月十九日提出即日原案可決

八尾市長　臨田幾松

（寄贈は兒童乗権防止運動）

# 昭和二十五年度建設工事一覧表

| 工事名 | 工事業者名 |
|---|---|
| 市廳舎新築 | 北組 |
| 同 畜生設備 | 日本設備産業 |
| 同 電燈工事 | 三和電氣 |
| 同 電話工事 | 沖電氣 |
| 同電話配管拡声機工事 | |
| 八尾中學築増市組 | |
| 竹渕校築小 | 鍵仲組 |
| 龍華小學校改築 | 龍華土建石谷工務所 |
| 市民病院改築 | 植田建設 |
| 龍華小學校補修 | 増市組 |
| 消防廳舎新築 | 上田組 |
| 同 新築監視搭 | 大木鉄工所 |
| 同 署長公舎新築 | 上田組 |

出来高

95 / 90 / 85 / 80 / 75 / 70 / 65 / 60 / 55 / 50 / 45 / 40 / 35 / 30 / 25 / 20 / 15 / 10 / 5

# 待望の住宅建設資金 貸付業務開始さる

住宅難に悩む人達に待望の住宅金融貸付業務がいよいよ六月三十六日より開始されることになりました

政府に於て立案の融資計画五月九千六百戸、六月一万九千戸、七月二万四千五百戸、八月二千戸、九月一万三千百戸、合計八万一千戸となっています、当大阪府は第一回締切は七月十日になっています、次に其の手続概要をお知らせします

一、申込者の資格

A、現在住宅困窮者

イ、壕舎、假小屋等住宅でないもの又は不良狭小な住宅に住んでいる者

ロ、現在の住宅から立退要求を受けている者

ハ、勤務地から遠距離にいて通勤に甚だしく支障ある者

ニ、他人と同居している者

ホ、轉勤して住宅のない者

ヘ、火災風水害其の他の災害により住宅を失った者

ト、公営賃貸住宅に居住している者

チ、その他住宅困窮者

B、配偶者のある者及び同一世帯の親族（これに準ずる者を含む）が二人以上ある者

C、元利償還見込確實な者

二、申込書の記載事項

イ、現住所

ロ、氏名

ハ、世帯員の性別、年令職業、月收、世帯主との続柄

ニ、職業、勤務先、勤務年数、地位、收入

ホ、住宅を必要とする理由（非住宅に居住、立退要求、遠距離通勤、同居、轉勤、其の他）

ヘ、申込前六ヶ月の家計收支状況

ト、住宅面積、構造、豫定建設費、着工竣工豫定期日

チ、建設地、場所、面積

土地所有主

リ、建賣住宅を購入する場合は建賣業者、購入價格

ヌ、土地の購入費を必要とする場合は購入價格、頭金の調達方法及元利償還の支拂方法（建築構造に八十五、二十、三十年償還の別あり）

オ、住宅組合を組織する場合はその豫定組織、職域地域の別

ワ、貸付希望額（標準建設費（坪二万八千円の七割五分）

カ、保証人の職業、勤務先、所得、資産、本人との続柄又は關係

三、融資資格者の選定

A、申込者は所定の様式により受託金融機關を通じて申込こと

B、受託金融機關において申込書により第一項審査後公庫に送付する

C、申込額が一定期の豫定額をこえる場合は公開抽籤により其の期における資格者及び補欠の順位を決める

四、貸付契約

A、貸付資格者として決定された者に對し貸付契約が締結される

B、この契約までに建築許可（届）の手続を完了しておくこと

C、貸付契約必要資料

イ、建築許可（届）書寫

ロ、設計明細書、仕様書見積書

ハ、土地の権利書、借地の場合地主の承諾書

ニ、不動産に關する租税の完納証明書

D、貸付契約の内容

イ、貸付金額及貸出時期

ロ、貸付利率（年五分五厘）及び起算月日

ハ、建築完成後抵当権の設定

ニ、償還開始時期（完成後）

ホ、延滞利子をとる場合及びその利率

ヘ、債務弁済抵当権設定契約の締結、解除の原因となるべき事項

ト、建築物の機査

チ、火災保險を付する事

リ、契約解除したときの責任

ヌ、保証人は確實なる一人又は二人たること

五、資金の交付

A、頭金（自己負擔分）で工事着手

B、建前完了の際第一回貸付（四割）

C、屋根葺荒壁完了の際第二回貸付（三割）

D、建築竣工時残額交付

六、償還方法及び抵当権

A、抵当物件は住宅及び土地とする

B、元利均等償還の月割賦拂（十五年）

七、其の他

A、建設一戸当りの床面積が一〇〇平方米（三〇坪）をこえないこと但し貸付割照面積は九坪より十八坪迄となっているので三十坪の場合十二坪は全額自己支辨となる

尚本件は土木課にて取扱って居りますから詳細は御照會下さい

## 市内に——母子寮及保育所建設

今度社會の要望に應えて市内に四百四十坪の母子寮及び保育所設置の計画をたっている、敷地面積六百四十坪木造瓦葺平家建百九十坪の建物で四帖半一八、六帖二、計二〇の母子室タイル張り浴室二などで収容人員六四名、又その近くに八十名收容の保育所も建設することになっている

民病院増築費の市債等であります

歳出の主なる科目は職員互助會補助金、事業調査研究費、全國小學校長大會負擔金、米日交歓体操競技會負擔金、母子寮建設費、火葬場費、墓地費、市民病院拡張費、農地委員會費等であります

これが予算額の要領は次の通りであります

| 歳入款 | 項 | 前回までの累計額 | 追加予算額 | 計 |
|---|---|---|---|---|
| 一市税 | 市税 | 七一一、五〇〇 | 七、六八九 | 七一八、一八九 |
| 四国庫支出金 | 国庫負擔金 | 六八、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 六九、〇〇〇 |
| 六寄附金 | 一寄附金 | 七、九三〇 | 一、〇〇〇 | 八、九三〇 |
| 七繰越金 | 一前年度繰越金 | 一九四、六六七 | 一、〇〇〇 | 一九五、六六七 |
| 歳入合計 | | 一九四、六六七 | 一、〇〇〇 | 一九五、六六七 |
| 歳出 | | | | |
| 一市役所費 | 一庶務費 | 三八、四五一 | 七、三五五 | 四五、八〇六 |
| 二警察消防費 | 一消防費 | 一、九七〇 | 一、〇〇〇 | 二、九七〇 |
| 六金庫建設費 | 一庁舎建設費 | 二六、〇三六 | 一、〇〇〇 | 二七、〇三六 |
| 五教育費 | 一新制中學校建設費 | 三四、九三一 | 七、二五二 | 四二、一八三 |
| | 二小學校建設費 | 一六、四〇〇 | 一、〇〇〇 | 一七、四〇〇 |
| 七保健衛生費 | 一火葬場建設費 | 二五、九七九 | 二、〇〇〇 | 二七、九七九 |
| | 十三電氣火葬場建設費 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 八産業経済費 | 五農業土木費 | 三八、〇八三 | 一、〇〇〇 | 三九、〇八三 |
| 十一選擧費 | 一参議院選擧執行費 | 三八、〇四〇 | 一、〇〇〇 | 三九、〇四〇 |
| | 三選擧公営費 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| | 四参議院議員選擧公営費 | 一、〇〇〇 | 一、〇〇〇 | 二、〇〇〇 |
| 歳出合計 | | 一九四、六六九 | 八七五 | 一七、七〇〇 |
| 歳入歳出差引残金なし | | | | |

昭和二十五年五月十九日提出即日原案可決

八尾市長　臨田幾松

河内ニュース印刷

# 水道引込線の敷設

## 給水工事とは水道本管から各家庭に水道管を引込工事でありまして之に要する工費は皆様より申込に依り水道課係員が現地に出張取調べました上見積るのであります、又最寄の水道店に依頼されてもよろしいのですが地理的に一番詳しい本市水道課に委託されるのが條件的に有利かと考へます、それでは本市水道課に於てはどれ程の費用を見積るか……最も問題とされるのは距離でありまして其の長短に依り管の口徑も変りますが大体の工費は左記に依つて計算いたします

記

一、道路部分
イ、道路を掘さくして水道本管に穴をあけ分岐金物を取付ける　六〇七円
ロ、屋敷の境界に止水栓を取付蓋をする　三三九円
ハ、水道本管から止水栓迄の管工事費は最初の一米が四二八円　その後一米を増す毎に三五四円となり管の口徑は四分であります

二、屋敷内
イ、コンクリートの水栓柱を建て口金を取付ける　五四五円
ロ、境界止水栓より水栓迄の管工事は最初一米が三五〇円　その後一米を増す毎に二〇五円となり口徑は四分で鋼管を使用します

三、量水器
イ、家庭用栓の量水器は市費で取付けます
ロ、営業用栓の量水器は実費を申受けます　三三九円

## 水道工事なぜ高くつくか

この点遺憾に思つているのでありますが水道用器材は鉄或は非鐵金属を主材としておりますので價格が年々著しく騰貴して來まして最近でも毎月上つております前記の基本工事費も現在價格でありますことを御承知置き願います工事費の分納と水道貯金

## 大掃除のお知らせ

赤痢豫防のため傳染病豫防法施行細則第三十四條によつて臨時清潔方法を次の通り施行する

八尾市長　脇田幾松

| | | 実施日 | 実施區域（大字名） |
|---|---|---|---|
| 七月九日 | | 七月九日（日） | 小阪合、中野、山本 |
| 〃 | 十二日 | 〃十二日（水） | 八尾大信寺、西郷 |
| 〃 | 十四日 | 〃十四日（金） | 植松、安中、晒、八尾座 |
| 〃 | 十六日 | 〃十六日（日） | 竹渕、亀井、跡部、太子堂 |
| 〃 | 十九日 | 〃十九日（水） | 太田、木ノ本、北木ノ本、沼 |
| 〃 | 廿一日 | 〃廿一日（金） | 木戸、東郷、庄ノ内、成法寺、今井、別宮 |
| 〃 | 廿四日 | 〃廿四日（月） | 西郡、萱振 |
| 〃 | 廿六日 | 〃廿六日（水） | 穴太、佐堂、三津 |
| 〃 | 廿八日 | 〃廿八日（金） | 久寶寺、顯証寺現 |

# 市會の動き

五月十七日　文教委員會開催
同十八日　建設都市計画合同委員會開催
同二十二日　競馬競輪委員會開催
同三十日　水道委員會開催
六月十日　建設都市計画合同委員會開催
同　総務委員會開催
同十二日　厚生委員會開催
同十三日　農政委員會開催
同　衛生委員會開催
同　獣馬競輪委員會開催
同十四日　水道委員會開催
同十五日　全体協議會開催
同十六日　交通委員會開催

六月九日市民病院において衛生委員會市民病院増築工事に關して打合せ會開催さる

農政委員會においては五月三十日午前九時より八尾市役所において耕地關係工事施工地を視察す

八尾市役所　大正農協
萱振御坊　西郡農協
天神社　宮大神社　久寶寺農協
神社　龍華農協　樟本
以上各地において六月九日泉大津市において大阪府下各市書記長會開催される今西書記出席さる

昭和二十五年六月十五日開催されたる定例八尾市會は午後二時開催され同日閉催される（出席議員三十名）

上提議案左の如し
一、起債に關する件（市民病院増築費）
二、寄附收受の件
三、八尾市立母子寮設置に關する件

## 八尾市乗入れ——バス市営

待望の平野八尾線大阪市営バスは去る二十日アベノ始発六時四五分八尾始発七時二五分より開通された、今後朝夕ラッシュ時は十五分毎に運轉、市内停車場は南久寶寺口、八尾高校前、榮町、市役所前、近鉄八尾

## 三十年以來の大流行　恐しい狂犬病

犬を飼育して居られる方は特に狂犬病に對して、各自の責任を自覚して頂きたい恐るべき本病は傳染病で三年來の大流行、爆発的様相を呈している現在、しかも流行期は之からでありまして如何なる発生狀況であるか？

昭和二十年　二月　一八
　　十四年　一月　一八
　　十五年　一月　二八
　　二十三年　一月　六
二月　五九
三月　一八
四月　二八
五月　一五
六月　？
七月　？
八月　？
九月　？
十月　？
十一月　？
十二月　？

以上のように三月までの統計でも一昨年の五六倍にも達しています

### 被咬傷者は？

昭和二十一年　八六人
二十二年　一二九
二十三年　三八七
二十四年　一、六一七

本年は三月までに狂犬にかまれた人は四五八人で、この中一四名が死亡している

以上の様に水道を引込みますのに多額の費用を一時に要しますので水道工事費を分納したり或は金融機關で水道預金と云ふ様なものをなさるのも便宜かと思います、工事費の分納とは水道を引込ます、時に市と相談してその工事費を三回とか五回に分けて納める方法です、水道預金は最近或る金融機關で始めてますがこうしたものをもつと市民に便宜で利益な方法が各部落協同組合等でも初めて下されば結構だと思っています

## 擴張區域内の給水はいつから始まるか

拡張區域内の給水はいつから始まるか過日水道預金のことで或金融機關が二三月後に給水出來ると書いてありましたが、皆様も御承知の通り水道は水道本管を布設するだけでは送水が出來ませんこれに要する水源池の工事が竣工いたさねばならないのであります水道市債の獲得が予定通り水道市債の獲得が出來ずしても二十六年の三月頃になると思っています八一部の區域はもつと早く送水出來る様努力しています）

❄　❄

## 狂犬病の實態は？

犬の場合潜伏期は大体二〇日—四〇日位です。初めは声が変化し驚き易くなり、味覚が一変し石、木片、藁等の異物を食べるようになり輕い咽喉頭痙レンが起るこれが半日から二日位続き次は最も危険な興載期に入り、不安と亢奮が異常に高まり奔逸を企て、遠距離まで走り、目に見えるもの、体にふれるもの何んでも見さかいなく咬み、歯が折れても尚かみつきます。この時期には音声がしわがれ声となりヨダレを流し、次第に声が出なくなり三日—四日位続いて痲痺期に入り五日—八日位で死にます

人の場合は潜伏期は平均二一週間で咬傷が顔や上体に近い時又ひどい咬傷の時或は子供の場合は期間も又短いようです。最初咬傷部に疼痛、蟻定感があり

この事實を皆さんに知つて頂くと、良心のある人ならば自分の飼犬に對して予防注射を受けずには済まされないと思います。又犬は確實にけい留し、外出させる場合は必ず丈夫な綱かくさりをつけて歩かせましょう

## 狂犬に咬傷される と肋からないか？

イ、八尾も市になつてから色々の施設が出來たが、火葬場だけ何とかならんですか、昔のまゝでは不快でたまらないですが

ロ、その事はもう解消しました。ながらく工事中であつた市立久寶寺墓地内の火葬場が出來上り六月一日から使用願つています

イ、未だ見たこともありませんが大体どんなものですか

ロ先づ入口の左に祀場と待合室があり、その向い側に事務所があります。これは佛像を安置してあり祀拜所とし、立派に告別式が出來ます。その後ろに車寄せがあり、続いて火葬爐があります

イ、間題はその火葬爐ですが

ロ、實は市としてもこれには隨分頭をなやまして來ました。ですから作るまでに明石、堺、高槻、五條其他各所に視察をし、電氣爐か重油か薪炭か、型はどうか、明るい感じか、壮厳か等々研究しました。八尾市の爐は三基あります。三基共表面は同じ型で總タイル張りで各爐の上部に燭台が二つ宛あります。扉は三重で最初の扉を左右に開くと佛式ならば佛像、神式ならば鏡と帳があります。靈が安らかに神佛にお守りして頂くようにしてあるのです。向つて左と中央が霊棺用、右が座棺用になつています

イ、大体判りましたが、使用料は如何程かゝるのですか

ロ、中央が特等で千円、左

## 市税の申告は濟みましたか

## 建設中の市廳舎附帶工事請負決る

現在新築中の市廳舎附帶工事の衛生設備、電氣設備電話配管、スピーカー備付の入札は去る十三日行はれ衛生設備は日本設備産業電氣工事は三和電氣が落札しました。衛生設備は各階に水洗便所、洗面所のほか水槽（一・五立方メートル）ポンプ室、水道などで、電氣設備は電燈一一二差込線五六ケ所それに三馬力一馬力のモーター各二台計四台また電話器四十個を備付けるための配管工事は既に通省の指定で沖電氣工業と契約スピーカーは二十ケ所に設置する予定になっている

## 緑の小箱

○昨夕市政短信第一號を入手して市の事務も一歩前進されたのを嬉しく思う、いつも発行されている各課の分を一まとめに要点を報告されつくしている、紙の節約にもなるし事務の簡素化にもなる、今後続けられるであろうところの「市政だより」としての市政短信は一般人にも判り易く双手を挙げて賛意を表す　K・A生

## 八尾市成人講座

開講豫定
西郡校六月二十八日公衆衛生知中末廣、合理的生活問題、久寶寺校六月二十八日國際問題金津正格
七月分
八尾校法律川村澄夫、教育岩鶴定夫、山本校洋裁夏の子供服未定法律家事裁判所河村澄夫、用和校子供の讃み物について小田浩之公衆衛生立松宗一、西郡校教育池原楠雄社會問題桝本成可駅の五ケ所にして終発はアベノ午後八時半八尾午後九分となつている、尚料金は左の通り
八尾—平野　十円
平野—アベノ　十円

## 人權擁護委員決定

かねてより申請していた人權擁護委員は左記二名決定し法務府總裁より夫々委嘱発令された

| 氏名 | 住所 | 職業 |
|---|---|---|
| 稲城運惠 | 木ノ本 | 僧侶 |
| 武田京三 | 久寶寺 | 製氷業 |

人權擁護委員法目的使命
第一條　この法律は國民に保障されている基本的人權を擁護し自由人權思想の普及高揚を圖るため全國に人權擁護委員を置き

これに適用すべき各般の基準を定めもつて人權の擁護に遺憾なきを期することを目的とする

第二條　人權擁護委員は國民の基本的人權が侵犯されることのないよう監視し若しこれが侵犯された場合にはその救済のためすみやかに適切な處置を採るとともに常に自由人權思想の普及昂揚に努めることをもその使命とする

## 八尾市監査公報　第一號

地方自治法第九十九條第二項により昭和二十四年度定期事務監査を行つた結果は左記の通りである、よつて地方自治法第百九十九條第五項により、これを公表する

昭和二十五年五月二十日
八尾市監査委員
中西喜三郎
竹居　龍助

定期監査報告書
本市に於いて行政事務監査

| | | |
|---|---|---|
| 自昭和二五、一、三〇 | 至〃二、二、七 | 衛生課 |
| 〃二、二、一三 | 至〃二、二、一四 | 民生課 |
| 〃二、二、一四 | 〃二、二、二二 | 公益質屋 |
| 〃二、二、二二 | 〃二、二、二三 | 大正出張所 |
| 〃二、二、二三 | 〃二、二、二四 | 龍華出張所 |
| 〃二、二、二四 | 〃二、二、二八 | 久寶寺出張所 |
| 〃二、二、二八 | 〃二、三、九 | 農務課 |
| 〃二、三、九 | 〃二、三、二七 | 西郡出張所 |
| 〃二、三、二七 | 〃二、三、二九 | 亀井保育所 |
| | | 西郡保育所 |

## 狂犬に咬傷されぬこと——ながら願はぬ

### あの世の門出について

イ……市民
ロ……衛生課

が一等で八百円、右が二等で六百円です。十二才以下の子供は三割引ですが、今まで薪代を拂つていましたが

ロ、薪代は不用です

イ、祀拜堂や待合室は使用料が要るのですか

ロ、いや申し遅れました。前に言いました料金は薪代も祀拜堂等の使用料も火葬に關する一切を含んでいるので他に何もいりません

イ、手続はどうするのですか

ロ、市の衛生課に使用の日時を申出て頂くと總ての手配を致します。ので極く簡單です。申込が多いのでなるべく早くして下さい。多数の時は順番に願ふことになります

イ、現在そんなに申込がありますか

ロ、相当ありまして三基ではどうも不安です。だから目下市立龍華火葬場を根本的に改造中で、その設備標準は殆んど久寶寺と同じです。後二三ケ月の中に出來ますのでついでに申上げて置きます

イ、大変結構ですが久寶寺まで遠いので不便ですが

ロ、御もつともです。市議會でもその点について十分に念を押されました。現在市の對策は取り敢へず葬儀の規格を定めてその不便を補っています。即ち不幸があつた場合衛生課に申込んで頂くと御取次しますが、納棺人夫棺代、飾付線香、ローソク等一切諸帳簿類、霊柩車、奉仕人等一切を含んで

A級　四、五〇〇円
B級　三、〇〇〇円
C級　一、六〇〇円
（霊棺の場合は各級共四五〇円上り）

であります

イ、遠い場合も同じですか

ロ、八尾市内どこでも同一です

イ、農村では飾付等自家でし自動車だけ使用する家もあるかと思いますが

ロ、そんな時はC級にして頂くとよいのです。まさか棺の用意もないと思います。だからこの棺代や自動車賃必要なものだけの揃つたC級がよいと思います。級別に違ふのは主として飾付と奉仕人数だけだからです

イ、相当安價ですが何か一見して規格が判る方法がありませんか

ロ、業者を市が指定してあります。そして目録と寫眞を衛生課に備付けてありますから御覧下さい。指定業者は公益社と市内の葬儀會社出張所五ケ所であり市が規格の厳守を監督しますので不正の場合は申出て下さい

不安狀態になり、次に刺戟期に入るのが多い

### 狂犬に咬傷されると肋からないか？

発病すれば治療の方法なしただけでも発作するので恐水病ともいわれる。病狀が進行すると苦悶は甚だしくなり、筆舌に盡し難い悲惨な狀態となり痲痺期に入つて四—五日のうちに死亡する。子供の場合直ぐに痲痺期に入るのが多い

### 狂犬病は防げぬか？

主たる傳播者である犬に豫防注射を完全にし野犬を狩り捕ればよい、注射は半年間効果があるだけですから年二回受けて、下さい受ければならぬし、なるだけ早くする必要がある